

東京都の土砂災害警戒区域等の追加指定予定について

1. 背景と目的

土砂災害が毎年のように全国各地で発生している中、土砂災害から人命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、その中で危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限等のソフト対策を推進するため、土砂災害防止法が制定された。

2. これまでの経緯

- 平成 28～30 年度 都による区内の基礎調査の実施
- 令和元年 9 月 26 日 都による告示 区内の指定
 - 土砂災害警戒区域の指定 49 箇所
 - 土砂災害特別警戒区域の指定 37 箇所
- 令和 2 年 2～10 月 都による区内の追加調査の実施
- 令和 2 年 12 月 24 日 都による区内の調査結果公表
 - 土砂災害警戒区域の指定 1 箇所
 - 土砂災害特別警戒区域の指定 1 箇所

3. 区域指定に向けた今後の流れ

- 令和 3 年 1 月 都、区（同行）個別住民へ説明
- 令和 3 年 3 月～4 月 区域指定予定

参考 土砂災害警戒区域等の概要

急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



出典：「土砂災害防止法」

全国地すべりがけ崩れ対策協議会